

国保年金課

議案第61号

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。以下「改正法」といいます。）の一部施行による国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「国保法」といいます。）の一部改正に伴い、港区国民健康保険条例（昭和34年港区条例第18号）の一部を改正します。

1 改正の趣旨

改正法の一部施行に伴い、国民健康保険被保険者証の交付は、本年12月2日に終了します（ただし、経過措置により、最長、令和7年9月30日まで被保険者証は有効）。

また、急患等の被保険者に係る国民健康保険料の徴収猶予の期間を最長1年間とします。

2 改正内容

（1）保険料の徴収猶予期間

第23条（徴収猶予）

認知症などで判断能力が不十分かつ身寄りの有無が判明できない方等が、急患等として保険医療機関等を受診した場合、保険料の徴収猶予の期間を最長1年間とします。

（2）被保険者証に係る規定の削除

ア 第25条（被保険者証の交付に関する特例）

被保険者証の交付を、本年12月2日に終了するため、被保険者証の交付に関する規定を削除します。

イ 第27条（過料）

国保法第9条の届出に係る規定において、被保険者証の返還に係る第3項及び第4項の規定が削除されました。

このため、被保険者証の返還に係る部分を削除します。

(3) その他の変更

国保法の改正により、国保法第54条の3第4項として保険料を滞納していた方が完納等をした場合の規定が追加されたことに伴い、以下の規定を整備します。

第6条 (療養の給付の範囲)

第9条の2 (入院時食事療養費)

第9条の3 (入院時生活療養費)

第9条の4 (保険外併用療養費)

第9条の5 (療養費) ※項ずれへの対応あり

第9条の6 (訪問看護療養費)

3 施行期日

令和6年12月2日

ただし、第23条第1項(徴収猶予)の改正規定については、公布の日から施行します。

港区国民健康保険条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(療養の給付の範囲)</p> <p>第六条 療養の給付の範囲は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号。以下「法」という。）第三十六条第一項及び第五十四条の三第四項に定めるところによる。</p> <p>(中略)</p> <p>(入院時食事療養費)</p> <p>第九条の二 入院時食事療養費の支給は、法第五十二条及び第五十四条の三第四項に定めるところによる。</p> <p>(入院時生活療養費)</p> <p>第九条の三 入院時生活療養費の支給は、法第五十二条の二及び第五十四条の三第四項に定めるところによる。</p> <p>(保険外併用療養費)</p> <p>第九条の四 保険外併用療養費の支給は、法第五十三条及び第五十四</p>	<p>(前略)</p> <p>(療養の給付の範囲)</p> <p>第六条 療養の給付の範囲は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号。以下「法」という。）第三十六条第一項に定めるところによる。</p> <p>(中略)</p> <p>(入院時食事療養費)</p> <p>第九条の二 入院時食事療養費の支給は、法第五十二条に定めるところによる。</p> <p>(入院時生活療養費)</p> <p>第九条の三 入院時生活療養費の支給は、法第五十二条の二に定めるところによる。</p> <p>(保険外併用療養費)</p> <p>第九条の四 保険外併用療養費の支給は、法第五十三条に定めるところによる。</p>

条の三第四項に定めるところによる。

(療養費)

第九条の五 療養費の支給は、法第五十四条並びに第五十四条の三第三項及び第七項から第九項までの規定に定めるところによる。

(訪問看護療養費)

第九条の六 訪問看護療養費の支給は、法第五十四条の二及び第五十四条の三第四項に定めるところによる。

(中略)

(徴収猶予)

第二十三条 区長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、六月(急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の納付については、当該被保険者の資力の活用が可能となるまでの期間として一年)以内の期間を限つて徴収猶予することができる。

- 一 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくは、それに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。
- 二 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。

ろによる。

(療養費)

第九条の五 療養費の支給は、法第五十四条及び第五十四条の三第三項から第五項までの規定に定めるところによる。

(訪問看護療養費)

第九条の六 訪問看護療養費の支給は、法第五十四条の二に定めるところによる。

(中略)

(徴収猶予)

第二十三条 区長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部または一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつて、その納付することができないと認められる金額を限度として、六箇月以内の期間を限つて徴収猶予することができる。

- 一 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくは、それに類する災害を受け、またはその資産を盗まれたとき。
- 二 納付義務者がその事業または業務を廃止し、または休止したとき。

三 納付義務者がその事業又は業務について著しい損害を受けたとき。

四 (略)

2 (略)

(中略)

第二十五条 削除

(中略)

(過料)

第二十七条 法第九条第一項若しくは第五項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

き。

三 納付義務者がその事業または業務について著しい損害を受けたとき。

四 (略)

2 (略)

(中略)

(被保険者証の交付に関する特例)

第二十五条 区の区域内に住所を有するに至つたことにより被保険者の資格を取得した者について、被保険者証の交付の請求があつた場合においては、区は、その請求があつた日から起算して三箇月を経過するまでの間において当該被保険者証を交付するものとする。

(中略)

(過料)

第二十七条 法第九条第一項若しくは第九項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条第三項若しくは第四項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者は、十万円以下の過料に処する。

(後略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年十二月二日から施行する。ただし、第二十三条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の港区国民健康保険条例第二十三条第一項の規定は、令和六年度分の保険料のうちこの条例の公布の日の属する月以後の期間に係るもの及び令和七年度以後の年度分の保険料について適用し、令和六年度分の保険料のうち同月前の期間に係るもの及び令和五年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和六年政令第二百六十号）第九条において従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(後略)

被保険者証の廃止に伴い、マイナ保険証を保有しない被保険者に発行する
被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」 様式例

(表 面)

〇〇都道府県	有効期限	年	月	日						
国民健康保険	発効期日	年	月	日						
資 格 確 認 書										
記 号	番 号	(枝番)								
氏 名	性 別									
生 年 月 日	年 月 日	負担割合	割							
適用開始年月日	年 月 日									
交 付 年 月 日	年 月 日									
世帯主氏名										
住 所										
保険者番号	<table border="1"> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table>									
交 付 者 名	印									

(裏 面)

備 考	<div style="border: 1px solid black; height: 30px; width: 100%;"></div>
<p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後</u>のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>2. 私は、<u>心臓が停止した死後に限り</u>、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>3. 私は、臓器を提供しません。</p> <p>《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》</p> <p style="text-align: center;">【 心臓・肺・肝臓・腎臓・^{じん}膵臓・^た小腸・眼球 】</p> <p>〔特記欄： _____ 〕</p> <p>署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>本人署名（自筆）： _____ 家族署名（自筆）： _____</p>	

被保険者証の廃止に伴い、マイナ保険証の保有者が自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう交付する「資格情報のお知らせ」 様式例

資格情報のお知らせ			
		(交付者名)	
		(保険者番号)	
<p>あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。</p> <p>なお、このお知らせのみでは受診できません。</p>			
記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サトウ タロウ		
負担割合 (70 歳以上のみ記載)	〇割		
適用開始年月日	平成〇年〇月〇日		
交付年月日	令和〇年〇月〇日		
<p>※ 70 歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、発効期日を記載。(下部の切り取り箇所も同様)</p> <p style="text-align: center;">スマートフォンをお持ちの方は、以下の QR コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。</p> <p style="text-align: center;">- マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら -</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます (スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>下部を切り取ってご利用いただくこともできます (このお知らせのみでは受診できません)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto;"> <p style="text-align: center;">資格情報のお知らせ</p> <p style="text-align: right;">令和〇年〇月〇日発行 (交付者名) (保険者番号)</p> <p>記号 000 番号 00000000 (枝番) 00 氏名 佐藤 太郎 負担割合 〇割 (70 歳以上のみ記載)</p> <p style="text-align: center;">受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です</p> </div> </div>			

港区国民健康保険条例の一部改正を踏まえ、被保険者に通知する加入者情報の通知 様式例

医療保険のデータベースに登録されている 個人番号（マイナンバー）のお知らせ

保険証に表示されている、あなたの保険資格データは、国民健康保険制度のデータベースに登録されており、マイナ保険証をご利用いただける状態となっています。マイナ保険証をお持ちであれば、ぜひ、ご利用ください。

なお、国民健康保険制度のデータベースに登録されているあなたの個人番号（マイナンバー）は、以下のとおりです。**万一、異なっている場合には、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。**

氏名	個人番号（マイナンバー）
山田 太郎	**** * 1234
山田 花子	**** * 5678
山田 次郎	**** * 9101

（注）上記、個人番号は国民健康保険制度のデータベースに登録されている個人番号の下4桁を表示しています。

【お問い合わせ先】
〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇県〇〇市〇〇〇
〇〇市国民健康保険課
TEL：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇